

★ 令和4年度 憲法週間行事 ★

津 地方 家庭 裁判所

ウェブ見学会

5月3日の憲法記念日を含む
5月1日から5月7日までは
「憲法週間」です。
この機会に、「法の番人」とも
呼ばれる裁判所をウェブで見
学してみましょう！！

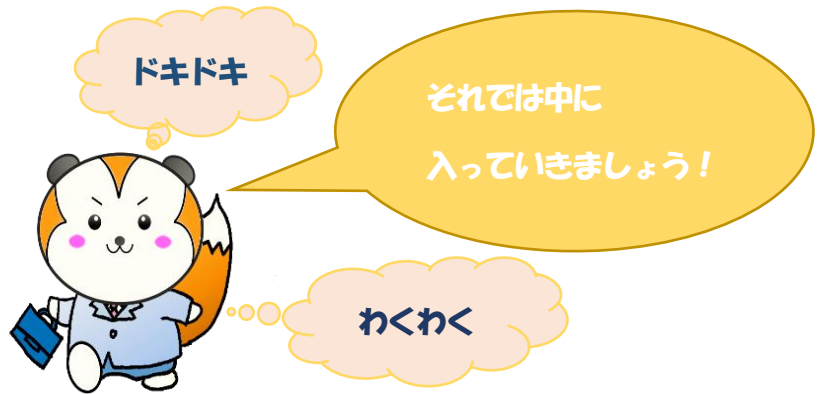


わたしは、さいたん です



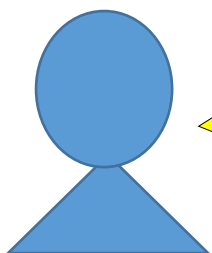
上の写真は、津の裁判所内にある、とある場所です。
裁判所には、手続によっていろいろな場所があります。
これから一緒に探しに行ってみましょう！





① は、津の裁判所で一番広い301号法廷の扉に設置されているのぞき窓から見た法廷です。301号法廷では、裁判員裁判も行われます。民法改正による成人年齢の引き下げに伴い、令和5年からは18歳の方も裁判員に選ばれるようになります。

検察官のコメント



裁判員制度も始まり、刑事裁判はこれまで以上にみなさまの健全な社会常識が反映されたものとなりました。

実際の犯罪がどのように取り扱われているのか、ぜひ、ごらんになってください。

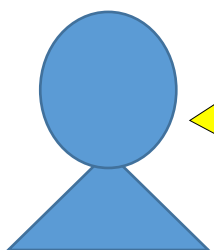
みんな見に来てにゃ～！

^ " ^
≡ (Ö ω Ö) ≡



② は、民事単独法廷の102号法廷です。こちらの法廷で、裁判官が、双方の言い分を確かめ、証拠を調べた上で、法律に照らし判決を言い渡すほか、双方が合意して和解することもあります。

弁護士のコメント



民事の裁判は、ご本人でも行うことが出来ますが(本人訴訟)、証拠を集めたり、法律・判例を調べる作業はとても大変です。この法廷で、私たち弁護士は裁判官に依頼者の言い分を説明し、また、証人に質問(尋問)するなどの法廷活動を行います。弁護士は訴える側(原告)、訴えられる側(被告)いずれにも代理人として、あなたの代わりに裁判の手続を行うことが出来ます。困ったときは、お近くの弁護士にご相談ください。



パソコンが置いてあるね！

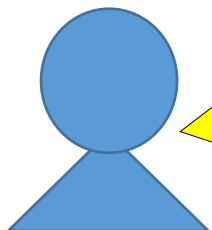


裁判で使うのかな？



③ は、ラウンド法廷のテーブルです。民事裁判では、裁判官と当事者がだ円形のテーブルを囲んで着席することのできるラウンド法廷も利用することができます。裁判官も当事者も、互いにリラックスした雰囲気でお話することができます。今は、パソコンを使用したWEB会議も行っています。

裁判官のコメント



世に円卓会議とか車座集会とか呼ばれる例もあるように、裁判所でも「ラウンド」法廷を設け、文字どおり角のない「だ円形」のテーブルを使用しています。

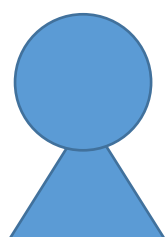
従来の法廷のような高い法壇は設けていません。ここで円熟した裁判官が、対立した当事者の主張を円滑に整理し、可能な限り円満な和解を試みた上、大団円となるような解決を図ります。



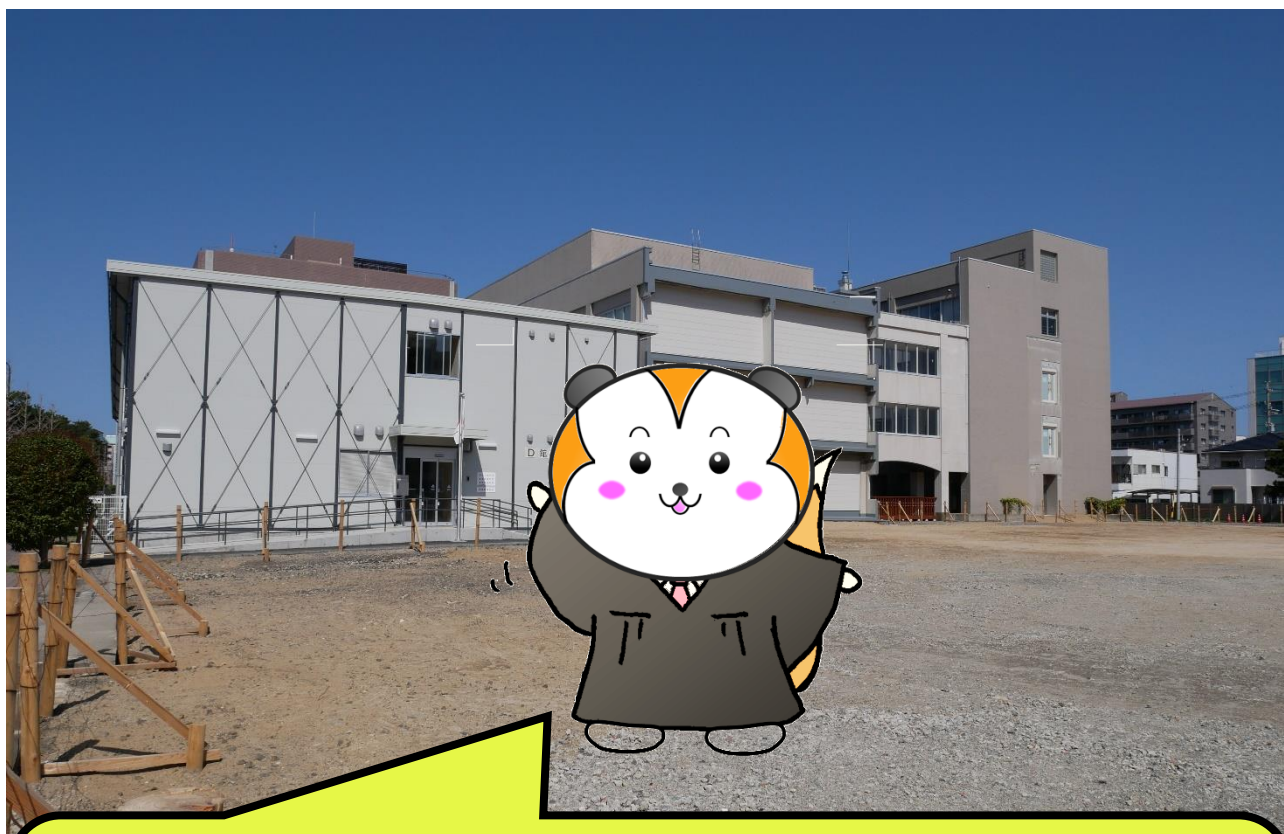
④ は、調停室のテーブルです。裁判所の調停とは、裁判官一人と民間の良識ある人から選ばれた調停委員二人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、双方が納得の上で問題を解決できるように、助言やあっせんを図る手続きです。

今年10月に調停制度は発足100周年を迎えます。100周年を記念して、さまざまな形で調停制度に関する情報を発信しますので、ぜひご覧くださいね。

津地方・家庭裁判所長
のコメント



裁判所というと、法廷で勝ち負けを決める訴訟を思い浮かべる方が多いと思いますが、裁判所では、傍聴人のいない小さな部屋(上の写真)で話し合いを行う手続き(調停)も用意して、夫婦や親族の間の紛争や、借地借家をめぐる紛争など、身近な法律問題の解決のためにご利用いただいています。



これで、ウェブ見学はおしまいです。

津の裁判所は建て替え工事中で、この更地に新しい庁舎が建ちます。新しくなった裁判所にも見学に来てくださいね！

裁判所では、見学、傍聴のほか

裁判官が学校などに赴いて、仕事の魅力や裁判などの話をする出張講義も行っています。

★[裁判員制度「出前講義」のご案内 | 裁判所 \(courts.go.jp\)](https://courts.go.jp)

★[高等学校への「裁判官出張講義」のご案内 | 裁判所 \(courts.go.jp\)](https://courts.go.jp)

弁護士会や検察庁でもいろんな広報行事を行っているので、見てみてね！

弁護士会ホームページ <https://mieben.info>

検察庁ホームページ [津地方検察庁](https://www.mie.kokkei.go.jp/)